

中央卸売市場（南港市場除く）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場情報システムサーバOS更新にかかる事前検証業務委託	10-01: 情報処理	日本電気(株) 関西支社	8,852,360	令和7年1月14日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G4	-

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場情報システムサーバ OS 更新にかかる事前検証業務委託

2 契約相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪市中心卸売市場情報システム（以下、「本システム」と言う。）は、本場・東部市場の各卸売業者と開設者（本市）間を通信ネットワークで結び、オンラインにより収集した日々の市場取引データを加工し、市況情報としてインターネット等により情報発信するほか、取引指導監督等市場業務の効率化を図ることを目的とするものである。

本システムの現行サーバ OS は Windows Server 2016 であり、サポート期間の満了が近付いてきているため、Windows Server 2022 にアップグレードする必要がある。しかし、本システムを構成する一部ミドルウェアの提供が終了していることが判明したため、現行と異なるミドルウェアを用いて構築した本システムが Windows Server 2022 上で動作するかどうか、また、異なるミドルウェアを用いることで想定される問題点や課題となる事項について、事前検証として基本的な動作評価が必要である。この事前検証は、令和 7 年度に予定している本システムのサーバ OS 更新にかかる移行作業を円滑に行うために必要なものであるが、この作業を行うには、本システムを熟知している必要があり、導入作業に必要な技術やノウハウを有していること、本システムのプログラム内容、データ構造、ネットワーク等を熟知していることが必須である。

よって、本業務を行えるのは本システムの構築業者であり、また現在の保守業者でもある日本電気株式会社に委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部局

大阪市中心卸売市場企画課（電話番号 06-6469-7935）